

判子の発見から一般市民でも使えるようになる時代へ

【現存するもので最も古い金印】

江戸時代に判子と呼ばれるようになる以前から、日本には判子がありました。

いつから使われるようになったかという事は、正確にわかってはいませんが、最古の印は国宝である漢委奴国王の金印です。

1784年に現在の福岡県福岡市にある志賀島で発見されたもので、西暦57年に中国の後漢書の中に倭奴国に授けたという記述が残っています。

これがこの金印であると考えられており、現存するものの中では最も古いのではないかとされているのです。

【判子がステータスだった時代】

制度としては、奈良時代に律令体制が整った7世紀後半からだったのではないかと考えられています。

ただし、現在のような制度ではなく公印としてのみ使うことができる形で、個人で使うことができる私印は原則禁止されていたのです。

非常に重要度の高いものとされており、私印を持つという事はステータスでもあったといえるでしょう。

平安時代にはいると、一部貴族が持つようになりますが、一般の市民では使うことができませんでした。

現在のような形になるのは、江戸時代を過ぎ、明治時代に入ってからになるのです。

【明治に入って浸透】

現在でも印章の日とされている10月1日は、1873年、明治6年に実印が押されていない公文書は裁判に認められないことが明記された日です。

様々な制度改正を進める中で、判子も整備されていくことになりました。

本来は、欧米のようにサイン方式を採用したかったことが見受けられますが、日本にはあまりなじむことがなく、現在のような一般市民でも使えるような形として浸透していったのです。

現在の形に近かった江戸時代の判子と重要性

【朱肉は高根の華】

判子という言葉は、江戸時代に生まれましたが、実際に庶民にも使われていたかといえば、今のような使い方ではありません。

社会的には、権利をはっきりさせるために使われるようにはなっていましたが、朱肉を使うことは許されていなかったのです。

そこで、墨を使って黒印として使われていました。

朱肉を使うこと自体が、階級的支配の中にあつたという事は、今の時代からは考えにくいことでしょう。

【現在と変わらない証拠能力】

朱印を使うことができたのは、武士や商工階級であり、証書類の作成に関して用いられていました。

それも、ただ使うのではなく、現在の実印のように届出をして登録する印鑑帖があつたのです。

これと照らし合わせることで、本当に本人のものなのかを判断することができ、証拠能力を高めていたのですから、とても重要なものであつたことがうかがえます。

【偽造には重い罰】

江戸時代でも重要だつた判子は、命の次に重要なものとして考えられていました。

権利に関するものですから、これを悪用しようと偽造するものが現われるのも当然の也湯下つたのかもしれない。

ですが、社会制度を揺るがしてしまうような行為ですので、捕まつた場合の刑罰はかなり重く支柱引き回しの上獄門に処せられてしまつたのです。

安易に使うことができないサインと判子

【大事なところで使うサインと判子】

日本人としては、判子は日常的に使うもので、何ら不思議なことはありません。

ですが、日本を離れるとほぼサイン文化です。

サインも判子も大事な場面で使うことになりますが、厳密に意味を知っておくことも必要だといえるでしょう。

【サインと署名と記名】

サインといった場合、署名を指すことになります。

自分の姓名を書く方法で、自筆でなければいけません。

筆跡の鑑定をすることにより、誰が書いたのかをはっきりさせることができ、悪用される危険性が低いといえるでしょう。

似ていますが、記名となっている場合には、自筆である必要はなくゴム印のような判子を使って押すことができます。

言葉としては似ていますが、内容的には全く異なる点には注意が必要です。

【法律的な違いは】

法律的な効果を見ていくと、サインも判子も実は変わりません。

契約という事だけで見れば、どちらも契約の成立に絶対必要なわけではないのです。

しかし、より確かなものとするために、契約書を作成し交わしたりするため重要視されることとなります。

そのうえで、誰が確認して取り交わしたのかという事に意味が出てきますので、サインをしたり判子を押したりする場合には、よく確認することが大切なのです。